

◎岡山県告示第百九十七号

令和七年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原本 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び
払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における売上高(消費税額及び地方消費税の額を除く。)
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における機械設備等の価額
- (4) 直前決算における流動比率
- (5) 申請時における従業員数
- (6) 申請時までの営業年数
- (7) 男女共同参画の推進状況
- (8) 障害者雇用の状況
- (9) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
四百万円以上	七十点以上	A
八百万円未満	五十点以上七十点未満	B
四百万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1 及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限り。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に關し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和

二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和七年四月八日から同月二十一日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、三百二十円分の切手を貼ったA四サイズ書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

審査を完了した日から令和八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和七年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和八年一月中に行う予定の令和八年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六―七五三八）

◎岡山県告示第二百十二号

物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等（令和七年岡山県告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

本則中「物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領」を「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」に、「第三百六号」を「第三百三十二号」に改め、「有している者」の下に「（岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領の一部改正（令和七年岡山県告示第百九十九号）附則第三項の規定により入札参加資格を有している者とみなされたものを含む。）を加え、本則第三号3中「許可、認可等を必要とする」を「免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない」に、「これを得ていない」を「当該許認可等を受けていない者又は当該届出を行っていない」に改め、本則第四号中「申請書類」を「申請手続に関する添付書類」に改め、同号1中「提出書類」を「添付書類」に改め、同1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを一ずつ繰り上げ、同1(9)中「許可、認可等を必要とする」を「許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない」に、「許可、認可等を得ていることを証する書面」を「許認可等を受けていること又は当該届出を行っていることを証する書類」に改め、同(9)を同1(8)とし、同1中(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、同号2中「提出書類の作成」を「申請及び添付書類の作成」に、「申請書、」を「申請書並びに」に、「委任状は」を「委任状の作成には」に、「で作成し」を「を用い」に、「提出書類で」を「添付書類で」に、「された提出書類」を「された添付書類」に改め、同号3中「提出期間」を「申請期間」に、「二十一日まで（土日及び祝日を除く。）」を「三十日まで」に、「提出は」を「申請は」に改め、同号4中「提出場所」を「申請先」に改め、「岡山市北区内山下二丁目四番六号」を削り、同号5を次のように改める。

5 申請方法

(1) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

本則中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にした改正前の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請は、改正後の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請とみなす。